

許認可等の統一的把握の 結果について

平成 20 年 3 月
総務省行政評価局

許認可等の統一的把握の結果について

1 調査の概要

許認可等の統一的把握は、「昭和 61 年度に講すべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）に基づき、総務省において各府省の協力を得て実施している。今回の調査（平成 19 年 3 月 31 日現在で把握）は、中央省庁等再編後に行われる 4 回目の把握であり、前回の調査（平成 17 年 3 月 31 日現在で把握）の後の 2 年間の許認可等の増減を調査している。

本調査においては、「国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの」を把握対象としている。

なお、この統一的把握においては、平成 19 年 3 月 31 日時点で既に公布されているが未施行の法令に基づく許認可等も含んでいる。

2 許認可等の総数及び内訳

平成 19 年 3 月 31 日現在で把握した国の許認可等の総数は、12,786 件である。平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 31 日までの 2 年間における許認可等の増減は、増加数 1,465 件、減少数 1,055 件であり、前回調査（平成 17 年 3 月 31 日現在）における総数 12,376 件に比べ、今回調査の総数は 410 件の増加となっている。

これを、前回調査における総数が前々回調査（平成 15 年 3 月 31 日現在）における総数（11,007 件）に比べ 1,369 件の増加となっていることと比較すると、前回調査における総数は前々回調査に比べ約 12% 増となっているのに対し、今回調査における総数は前回調査に比べ約 3 % 増にとどまっている。

（単位：件、%）

把握時点	件数	減少数 (減少率)	増加数 (増加率)	増△減 (増減率)
平成 19 年 3 月 31 日現在 (今回)	12,786	△1,055 (8.5)	1,465 (11.8)	410 (3.3)
平成 17 年 3 月 31 日現在 (前回)	12,376			
平成 15 年 3 月 31 日現在 (前々回)	11,007	△661 (6.0)	2,030 (18.4)	1,369 (12.4)

(1) 府省別の許認可等件数

府省別の許認可等件数は、国土交通省（2,485件）、経済産業省（2,069件）、厚生労働省（1,936件）、金融庁（1,782件）、農林水産省（1,379件）等となっている（詳細は資料1参照）。

(2) 用語の分類別にみた許認可等の内訳

規制の手段としての許認可等を、用語に着眼し、権利を制限し、又は義務を賦課する程度に応じ分類すると、おおむね次のとおりとなる。

Aグループ： (強い規制)	一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為 等（例：許可、認可、免許、指定等）
Bグループ： (中間の規制)	特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か 審査・判定し、これを公に証明する行為等（例：認定、検査、登録等）
Cグループ： (弱い規制)	一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確 認し、受理するにとどまるもの（例：届出、提出、報告等）

許認可等件数を用語の分類別にみると、次のとおりである。Cグループ（弱い規制：届出、提出、報告等）が全体の約5割（49.1%）を占め、最も多くなっている（詳細は資料2参照）。

許認可等の用語分類別件数

（単位：件、%）

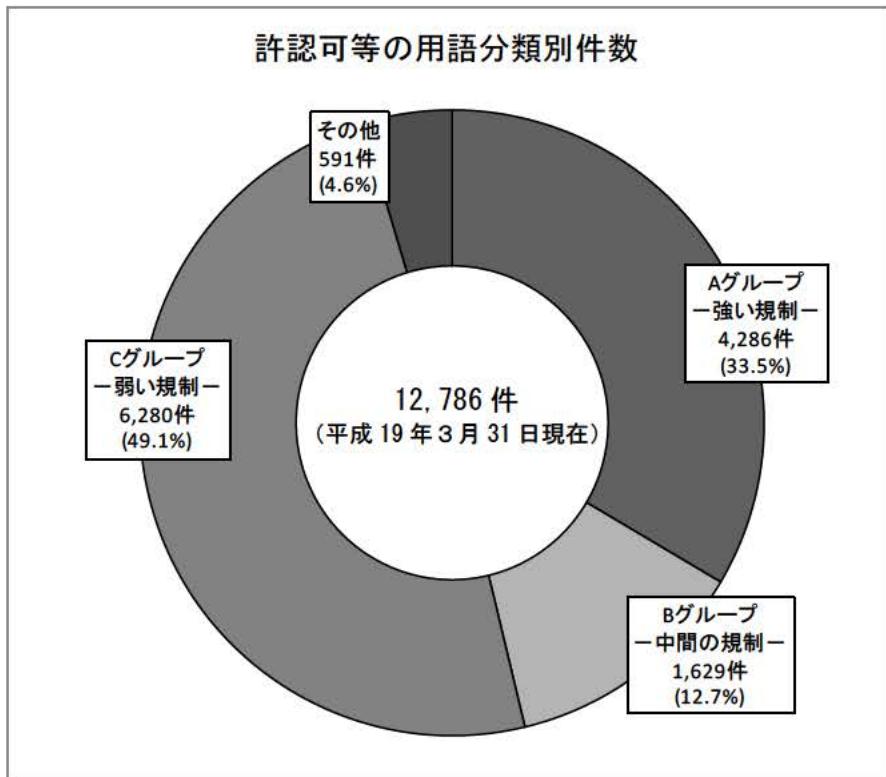
把握時点	Aグループ 許可、認可、指定等	Bグループ 認定、検査、登録等	Cグループ 届出、提出、報告等	その他	計
平成19年3月31日 現在（今回）	4,286 (33.5)	1,629 (12.7)	6,280 (49.1)	591 (4.6)	12,786 (100)

【参考】

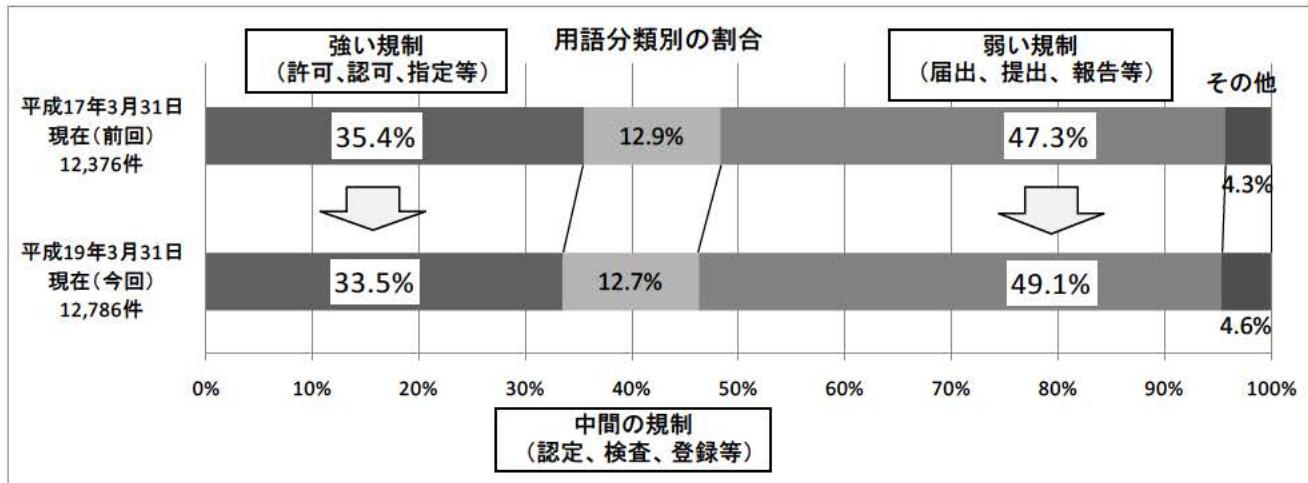
平成17年3月31日 現在（前回）	4,384 (35.4)	1,602 (12.9)	5,852 (47.3)	538 (4.3)	12,376 (100)
----------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-----------------

(注) 1 「その他」は、書換、更新、講習等である。

2 () 内は、構成比である。



また、許認可等総数に占める用語分類別の割合をみると、前回の調査結果に対し、A グループ（強い規制：許可、認可等）が 35.4%から 33.5%と 1.9 ポイントの低下（件数は 98 件減少）、C グループ（弱い規制：届出、報告等）が 47.3%から 49.1%と 1.8 ポイントの上昇（件数は 428 件増加）となり、後述 3（2）のとおり、許認可等全体で強い規制から弱い規制への移行がみられる。



（3）根拠法令別にみた許認可等の内訳

許認可等が規定されている根拠法令（告示を含む。以下同じ。）についてみると、法律に規定されているものの全体に占める割合が 72.7%、政令に規定されているものの割合が 3.7%、省令に規定されているものの割合が 21.6% となっている（詳細は資料

1 参照)。

許認可等の根拠法令別件数

(単位 : 件、 %)

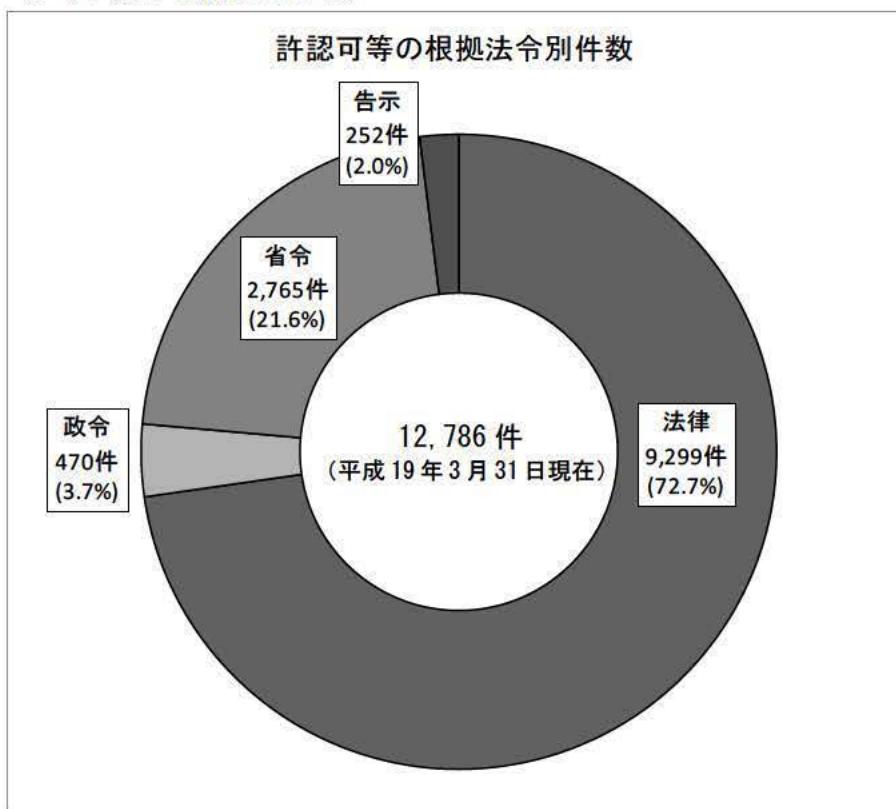
把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成 19 年 3 月 31 日	9,299	470	2,765	252	12,786
現在 (今回)	(72.7)	(3.7)	(21.6)	(2.0)	(100)

【参考】

平成 17 年 3 月 31 日	8,958	462	2,690	266	12,376
現在 (前回)	(72.4)	(3.7)	(21.7)	(2.1)	(100)

(注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

2 () 内は、構成比である。



また、許認可等が規定されている法律数は、482法律となっている。

許認可等規定法令数

区分	法律	政令	省令	告示
法令数	482	114	515	61

3 許認可等件数の変動の背景

許認可等件数が増加した主な理由は、国民の安全・安心の確保等に関連し、社会経済情勢の変化に応じた新たな行政ニーズへの対応に伴う法律の制定・改正による増加や、規制緩和等の改革の進展に伴う増加である。

(1) 新たな行政ニーズへの対応に伴う増加の例

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 106 号）関係（新設 18 件：厚生労働省）

最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設し、「一種病原体等の譲渡し及び譲受けの承認」、「二種病原体等の所持の許可」、「三種病原体等の所持の届出」等 18 件を新設

○ 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 19 号）関係（新設 28 件：国土交通省）

最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るため、運輸事業者に対する安全管理規程の作成及び届出並びに安全統括管理者又は運転管理者の選任及び届出を義務付け、鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法及び航空法において、「安全管理規程の届出」、「安全管理規程の変更の届出」、「安全統括管理者又は運転管理者の選任又は解任の届出」等 27 件を新設

航空法においては、上記に加え、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときの報告を義務付け、「安全上の支障を及ぼす事態の報告」を新設

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 44 号）関係（新設 107 件、廃止 29 件：文部科学省、経済産業省、国土交通省）

原子力安全規制の充実を図るため、①国際的なテロ脅威の高まり等を踏まえた核物質防護規定の遵守状況に関する国の検査制度等の導入、②原子炉等で用いられたコンクリート等のうち放射能濃度の十分低いものにつき通常の廃棄物等と同等の扱いを認める制度の導入、③原子炉等を廃止する場合の安全規制の見直し等所要の措置を講じ、「製錬事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査」、「放射能濃度の確認」、「原子炉設置者の廃止措置計画の認可」、「原子炉設置者の廃止措置確認」等 107 件を新設

○ 建築士法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 114 号）関係（新設 23 件、廃止 1 件：国土交通省）

建築物の安全性の確保を図るため、一定の規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認制度の創設、及び建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付けに伴い、「構造設計一級建築士証の交付」、「設備設計一級建築士証の交付」、「構造・設備設計一級建築士講習を行う機関の登録」、「建築士定期講習を行う機関の登録」等 23 件を新設

○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）の制定関係（新設 45 件：経済産業省、国土交通省、環境省）

特殊自動車の使用による大気の汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制であった公道を走行しないオフロード特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行うこととし、エンジンの型式指定制度、車体の型式届出制度が創設され、「特定原動機の型式指定」、「特定特殊自動車の型式届出」、「特定特殊自動車の技術基準適合の確認」等 45 件を新設（省令によるものを含む。）

○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）関係（新設 40 件：金融庁）

経済社会情勢の変化を踏まえ、金融資本市場の構造改革を促進し、保険契約者等の保護の一層の充実を図るため、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制度の新たな規制の枠組み（少額短期保険業制度）を創設し、「少額短期保険業者の登録」、「少額短期保険業の開始等の届出」等 39 件を新設

また、上記のほか、船主相互保険組合法関係で 1 件を新設

- ① 証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）関係（新設 79 件、廃止 55 件：金融庁）
- ② 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 66 号）関係（廃止 153 件：金融庁、農林水産省、経済産業省）

① 金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、その構造改革を促進する必要性にかんがみ、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図るとともに、公開買付制度及び大量保有報告制度その他の開示書類に関する制度を整備し、証券取引法（法律名を「証券取引法」から「金融商品取引法」に変更）について、「対質問回答報告書の提出」、「四半期報告書の提出」、「適格機関投資家特例業務を行う場合の届出」等 78 件を新設、「金融機関の有価証券の元引受業務及び有価証券店頭デリバティブ業務の認可」等 21 件を廃止

また、投資信託及び投資法人に関する法律について、「投資信託委託業又は投資法人資産運用業の認可」等 25 件を廃止、信託業法について、「信託受益権販売業

の登録」等 9 件を廃止

- ② ①の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、外国証券業者に関する法律(廃止 35 件)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(廃止 25 件)、抵当証券業の規制等に関する法律(廃止 14 件)、金融先物取引法(廃止 64 件)を廃止し、商品投資に係る事業の規制に関する法律の規定を整備(廃止 15 件)

(2) 規制緩和等の改革の進展に伴う許認可等の変動等

規制緩和等の改革により、参入規制の緩和、強い規制から弱い規制への緩和が行われ、認可制であった規制の一部が届出制に緩和されたことに伴い、新たに届出等の根拠条項が設けられたなど、許認可等件数は単純に減少とならずに増加する場合がある(後述「ウ 規制緩和等の改革と許認可等の件数との関係」参照)。

また、そのほかにも、許可、認可等の強い規制から、届出、報告等の弱い規制へ移行する例などがみられる。

ア 規制緩和等の改革の進展による新設・廃止の例

○ 銀行法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 106 号)関係(新設 188 件、廃止 110 件: 金融庁、厚生労働省、農林水産省)

内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、預金者等の利便性の向上に資するため、銀行代理店制度について見直しを行い、出資規制(100%子会社等に限定)や專業義務を撤廃し、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行等の代理業制度を創設し、「銀行代理業の許可」、「銀行代理業者の業務の範囲の承認」等 188 件を新設

一方、信用金庫等の証券業務等の認可制を廃止し、「国債等の募集の取扱業務に係る認可」、「信託業務の種類及び方法の認可」等 110 件を廃止(銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法について所要の措置(関係省令によるものを含む。))

○ 道路運送法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 40 号)関係(新設 14 件、廃止 4 件: 国土交通省)

【道路運送法関係】

① 地域のニーズに応じた旅客輸送の確保等を図るため、コミュニティバス、乗合タクシー等の導入に当たり、地域の関係者の合意がある場合、柔軟な運賃設定が可能となるよう、運賃・料金の上限については、これまで認可としていたものを事前の届出で足りることとし、「地域の関係者が合意している場合の一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃及び料金の設定の届出」等 2 件を新設

② 市町村や N P O 等の自家用自動車による有償旅客運送を可能とする制度を創設し、「自家用車有償旅客運送の登録」等 8 件を新設(関係省令によるものを含

む。)

- ③ 自家用貨物自動車の使用等の届出制度、自家用自動車の共同使用の許可制度及び自家用自動車の有償貸渡し（借受人が当該自家用自動車の使用者である場合）の許可制度の4件を廃止

【道路運送車両法関係】

国の保有する自動車登録情報のパソコン等による簡便な確認・利用を可能とする自動車登録情報の電子的提供制度を創設し、国土交通大臣の登録を受けた登録情報提供機関は、登録情報の電気通信回線による提供を受けようとする者の委託を受けて、国土交通大臣から提供を受けた登録情報を電気通信回線を使用して送信する業務を行うことができることとし、「登録情報提供機関の登録」等4件を新設

○ 公益法人制度改革関係

- ① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の制定関係（新設10件：内閣府）
② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の制定関係（廃止91件：内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律関係】

民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、社団法人及び財団法人の設立の許可並びにこれらに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益法人に関する制度を改め、公益社団法人及び公益財団法人としての認定並びにこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設し、「一般社団法人又は一般財団法人の公益認定」等10件を新設

【民法関係】

従来、民法に規定されていた公益法人に関する「公益法人の設立の許可」、「公益法人の定款変更の認可」等91件を廃止

○ 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成17年法律第45号）関係（廃止13件：国土交通省）

港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するため、港湾運送事業の規制緩和、夜間入港規制の廃止等の措置が講じられた。

【港湾運送事業法関係】

特定港湾に限って先行実施された規制緩和を全国の港湾に拡大するため、特定港湾以外の港湾における一般港湾運送事業等及び検査事業等について、次の措置が講じられた。

- ① 特定港湾（主要9港）に係る特定港湾制度を廃止し、「特定港湾における一般港

「港湾運送事業等の許可」等 9 件を廃止

- ② 特定港湾以外の港湾における港湾運送事業を運営する法人の解散の決議等の認可を廃止（1 件廃止）
- ③ 檜数人等の登録制度を廃止（2 件廃止）

【港則法関係】

入出港に係る規制を必要最小限とし、かつ、国際的整合性を確保する観点から、夜間入港規制を廃止し、「夜間入港の許可」を廃止

イ 届出等の弱い規制への移行等

用語の分類別では、届出、報告等の弱い規制の許認可等件数の割合が増加しており、個々の許認可等についてみると、強い規制からより弱い規制へ移行した例が、次のとおりみられる。

【港湾運送事業に係る参入規制、運賃・料金規制等の見直し（港湾運送事業法）】

- ① 特定港湾（特定港湾制度は廃止）以外の港湾における港湾運送事業の参入規制について、需給調整規制を廃止し免許制から許可制に緩和：「免許」 ⇒ 「許可」（1 件）
- ② 特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の運賃及び料金の設定又は変更を認可制から事前届出制に緩和：「認可」 ⇒ 「事前届出」（2 件）
- ③ 特定港湾以外の港湾における港湾運送事業の休止又は廃止を許可制から事前届出制に緩和：「許可」 ⇒ 「事前届出」（1 件）

また、そのほかの規制緩和等の改革の例として、道路運送車両法における二輪の小型自動車について、初回の自動車検査証の有効期間を 2 年から 3 年とし許認可等の有効期間を延長したものなどがみられる。

ウ 規制緩和等の改革と許認可等の件数との関係

許認可等の件数は、①許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条ごとに 1 事項として数える、②同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ 1 事項として数える等の「許認可等の実態の統一的把握基準」（参考 1 参照）に基づいて把握している。一方、規制緩和等の改革の態様は、①規制の廃止、②規制対象範囲の縮小、③規制基準の緩和、④強い規制から弱い規制への緩和など、様々なケースがある。このため、法律の廃止等規制自体が廃止される場合は、その根拠条項も廃止されるため、当然、許認可等の件数は減少するが、規制対象範囲の縮小、規制基準の緩和、強い規制から弱い規制への緩和等の場合は、許認可等の根拠条項が残るため、許認可等の件数の減少には結び付かない場合、あるいは、逆に、許可であったものの一部について届出で足りることとした場合に、届出の根拠条項が新たに設けられるなど、件数が増加する場合もある。

(資料 1)

府省別・根拠法令別許認可等件数

(単位 : 件、 %)

府 省 名	前 回 平成 17 年 3 月 31 日 現在 (a)	(参 考) 平成 18 年 3 月 31 日 現在	今 回 平成 19 年 3 月 31 日 現在 (b)					b - a
				法律	政令	省令	告示	
内 閣 府	81	80	95	54	8	27	6	14
公正取引委員会	23	23	23	21	0	2	0	0
国家公安委員会	126	125	125	53	3	59	10	-1
金 融 庁	1, 736	1, 845	1, 782	1, 419	57	301	5	46
総 務 省	663	669	673	458	6	181	28	10
法 務 省	297	299	294	203	7	73	11	-3
外 務 省	51	50	43	15	1	21	6	-8
財 務 省	772	809	831	616	71	134	10	59
文 部 科 学 省	622	636	636	397	59	148	32	14
厚 生 労 働 省	1, 910	1, 894	1, 936	1, 186	141	558	51	26
農 林 水 産 省	1, 323	1, 383	1, 379	1, 132	29	209	9	56
経 済 産 業 省	2, 038	2, 058	2, 069	1, 657	27	370	15	31
国 土 交 通 省	2, 343	2, 437	2, 485	1, 818	37	577	53	142
環 境 省	353	379	384	264	23	87	10	31
防 衛 省	38	38	31	6	1	18	6	-7
計 (構成比)	12, 376	12, 725	12, 786	9, 299 (100.0)	470 (72.7)	2, 765 (3.7)	252 (21.6)	410 (2.0)

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

(資料2)

用語別許認可等件数

(単位：件、%)

用語別		前回 平成17年3月31日現在		(参考) 平成18年3月31日現在		今回 平成19年3月31日現在	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
A グ ル ー プ (強 い 規 制)	許 可	836	6.8	823	6.5	802	6.3
	認 可	1, 915	15.5	1, 798	14.1	1, 775	13.9
	免 許	79	0.6	77	0.6	77	0.6
	承 認	1, 205	9.7	1, 269	10.0	1, 295	10.1
	指 定	300	2.4	290	2.3	288	2.3
	承諾等	49	0.4	48	0.4	49	0.4
小 計		4, 384	35.4	4, 305	33.8	4, 286	33.5
B グ ル ー プ (中 間 の 規 制)	認 定	649	5.2	655	5.1	642	5.0
	確 認	148	1.2	151	1.2	152	1.2
	証 明	78	0.6	78	0.6	80	0.6
	認 証	21	0.2	21	0.2	21	0.2
	試 驗	109	0.9	110	0.9	111	0.9
	検 査	205	1.7	213	1.7	213	1.7
	検 定	20	0.2	19	0.1	19	0.1
	登 錄	346	2.8	359	2.8	367	2.9
	審査等	26	0.2	24	0.2	24	0.2
小 計		1, 602	12.9	1, 630	12.8	1, 629	12.7
C グ ル ー プ (弱 い 規 制)	届 出	4, 105	33.2	4, 370	34.4	4, 376	34.2
	提 出	778	6.3	842	6.6	870	6.8
	報 告	759	6.1	784	6.2	797	6.2
	交 付	100	0.8	100	0.8	103	0.8
	申告等	110	0.9	119	0.9	134	1.0
小 計		5, 852	47.3	6, 215	48.8	6, 280	49.1
その他の用語		538	4.3	575	4.5	591	4.6
合 計		12, 376	100.0	12, 725	100.0	12, 786	100.0

Aグループ（強い規制）：一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

Bグループ（中間の規制）：特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等

Cグループ（弱い規制）：一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの

(資料3)

中央省庁等再編後の府省別許認可等件数の推移

(単位：件)

府省名	再編後 第1回調査 平成14年3月 31日現在(a)	第2回 平成15年3月 31日現在	第3回		第4回		b-a
			平成16年3 月31日現在	平成17年3 月31日現在	平成18年3 月31日現在	平成19年3月 31日現在(b)	
内閣府	77	77	81	81	80	95	18
公正取引委員会	25	23	23	23	23	23	-2
国家公安委員会	117	117	120	126	125	125	8
金融庁	1,421	1,501	1,634	1,736	1,845	1,782	361
総務省	575	604	650	663	669	673	98
法務省	237	278	285	297	299	294	57
外務省	47	47	51	51	50	43	-4
財務省	727	734	771	772	809	831	104
文部科学省	566	573	586	622	636	636	70
厚生労働省	1,543	1,602	1,862	1,910	1,894	1,936	393
農林水産省	1,114	1,132	1,219	1,323	1,383	1,379	265
経済産業省	1,866	1,935	1,997	2,038	2,058	2,069	203
国土交通省	2,042	2,058	2,161	2,343	2,437	2,485	443
環境省	229	291	325	353	379	384	155
防衛省	35	35	38	38	38	31	-4
計	10,621	11,007	11,803	12,376	12,725	12,786	2,165

(参考1)

許認可等の実態の統一的把握基準

1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検認、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付、等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条。以下同じ。）ごとに1事項として数える。
 - (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
 - (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
 - (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
 - (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。
- (注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

許認可等の実態把握に係る閣議決定等

○ 行政改革の推進方策に関する答申（抄）

（昭和60年7月22日臨時行政改革推進審議会答申）

（2）今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。

② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。

③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

○ 当面の行政改革の具体化方策について（抄）

（昭和60年9月24日閣議決定）

5 規制行政

（1）規制緩和の推進方策

ア 許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う。

イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

○ 昭和61年度に講すべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）

（昭和60年12月28日閣議決定）

4 行政事務

（1）許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和60年度末を目指してその作業を終了することとし、以降、毎年1回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。